

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1 附帯決議の取消しについて

委員会に付託して審査した条例案について、付託委員会では原案可決するとともに、条例の施行に伴う要望として、附帯決議を可決した。

しかし、その後、当該附帯決議の中に事実誤認に基づく要望があることが判明し、このまま委員長報告を行った場合、委員会が見当違いな要望をしていると誤解されるおそれが非常に高いという見解に至った。

このようなことを回避するために、一部の委員から附帯決議の議決の取消しが主張されたり、委員長報告で訂正の報告をすればよいとする意見などが出されたりし、一致した対応が決定できない状況である。

このような場合、どのような方法を用いることが適当なのか。

連載 43

# 議会運営

# Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

A1 まず、委員から出されている意見について検討します。議決の取消しについては、

後掲の行政実例にあるように、議会は議決を取り消すことが原則としてできないとされています。したがって、委員会を開催して先に可決した附帯決議を取り消す議決をすることはできないと考えます。

次に、委員長報告における訂正ということですが、これもできないものと考えます。そもそも、委員長報告は会議の経過と結果を報告するものであり、委員会での実際の審査を正確に報告することが求められるものです。仮に訂正を内容とする報告を行ったとしても、附帯決議を可決させたことは事実であることから、取り消したと判断することは困難と考えます。以上のことから、委員が述べている方法では、問題の解決にならないと考えます

ので、他の方法を検討する必要があります。

委員会でも可決した附帯決議は、附帯する事件（Q1の場合、条例）が可決した場合に、執行上の意見や要望として提出され可決されるものです。つまり、附帯決議は、附帯する事件の可決、成立が前提条件となります。

今回の事例は、委員会でも可決した条例案に対する附帯決議であり、本会議での議題となる前であることから、附帯決議の前提条件である条例案が可決された状態を取り消せば、附帯決議の前提条件が消滅することから、附帯決議も消滅すると考えることができます。

附帯決議の対象となる条例案の議決を取り消す方法として認められるのは、委員会における再審査の手続により、これが可能と解されます。つまり、条例案の再審査を委員会でも可決することにより、可決している附帯決議

を事実上取り消すことが可能になるといふこととです。

再審査の手続ですが、先に述べたように委員会での議決になります。委員からの動議や委員長が発議によりこれを諮ることになります。委員長が発議で行う場合は、その性質上、委員会において再審査することについて全体的な合意がされている場合に行うことが適当です。

**参考 行政実例（昭和8年2月7日）**

議会は既に行った議決を自ら取り消すことはできない。

**参考 標準市議会会議規則**

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

**Q2 議長の発言取消しについて**

本会議の一般質問において、議長が議事運営に関する発言の中に不穏当と思われる発言を行った。

当該本会議が散会した後、一部の議員から議長の当該発言に対する意見、批判が出されたことを踏まえ、議会運営委員会が開催された。同委員会での協議の結果、議長の当該発言は、不穏当に該当し、発言取消しをするべきとの結論に達した。議長もこれを受けて、発言を取り消すことに同意した。

議長の発言の取消しについては、会議規則には議員の発言取消しに関する規定があるが、議長の発言取消しに関する規定はない。議長の発言取消しについては、具体的にどのような手続をするべきか。

**A2** 議員の発言については、会議規則（標準市議会会議規則第65条）に基づき、会期中に限り議会の許可（議決）により、その発言を取り消すことが認められています。

Q2にあるとおり、議長の発言取消しに関する具体的な規定はありません。このため、議長が議場で発言取消しの旨を宣告することにより、取り消すことができるという考え方もあると思います。しかし、議長の一方的な宣告のみで取り消すことは、①議長の一方的な宣告による取消しの手続について議員からの異議や不満が出される恐れがあること、②議

長であることのみを理由に発言の取消しを議員のそれとは異なる手続とする根拠が乏しいこと、③執行機関のそれも議員に準じた手続により発言の取消しを行っていると考えられることから、議長の発言取消しに関する手続も議員のそれに準じた手続、つまり議会の許可（議決）に基づいて行うことが適当と考えます。

今回の事例を踏まえ、今後、議長の発言取消しについては、議会の許可（議決）によるものとするという運営を先例集に残したり、申し合わせたりしておくことも併せて行っておくことが適当と考えます。

**参考 標準市議会会議規則**

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

**Q3 辞職した会議録署名議員の署名拒否について**

本市議会の会期最終日に辞職した議

員が、今定例会の会議録署名議員であつたため、後日、議会事務局が当該前議員に会議録への署名を依頼したところ、当人は既に議員を辞職していることから当然に会議録署名議員の署名をする義務がないと主張し、会議録への署名を拒否している。

このような場合、どのように対応することが適当なのか。

**A3** 会議録には、議長のほか会議において定めた2人以上の議員が署名することが求められています（地方自治法第123条参照）。

このことから、会議録署名議員に指名された議員は、会議録に署名する義務があると解されます。しかし、Q3のように辞職した議員が署名を拒否した場合、署名を強制する法的な根拠や手続がないのが実情です。よって、議長や議会事務局の説得や要請にもかかわらず、会議録署名議員であつた者が会議録への署名を拒否し続けられ、最終的には署名なしで会議録を完成させざるを得ないと考えます。

会議録署名議員の署名を欠いた会議録の有効性について行政事例は、署名を欠いた会議録の効力に影響はないと解し、その有効性を認めています。法が定める要件を欠いていることは事実であることから、このような事

案が生じることがないようにすることが必要です。具体的には、辞職する議員を会議録署名議員に指名しないようにすることや指名したのちに辞職することが明らかになった場合は、事前に辞職後の署名を依頼しておくなどの対応が考えられます。

また、法は2人以上の署名を求めていることから、署名議員を例えば3人指名（会議規則で署名議員の数を3人とする）して、仮に1人の署名議員からの署名を得ることができなくても、法が求める人数を満たせるようにしておくことも考えられます。

なお、署名議員の署名が得られなかった場合は、その旨を会議録に記載しておくことが適当です。

#### 参考 地方自治法

##### 第123条 略

2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならぬ。

##### 3・4 略

#### 参考 標準市議会会議規則

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成される場合に

あつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置による議員）は、○人とし、議長が会議において指名する。

#### 参考 行政事例（昭和22年7月29日）

問一 第123条の議事録は町村会開会当日これを作成しなければ無効（議事録として）か。

問二 議事録は町村会開会当日これを作成すべしとは規定してはないが、当日これを作成するのが妥当と思われるが、仮に町村会開会後幾日も経て作成しても有効であるとすれば、議事録はいかようにも作成できる訳である。

問三 議事録は議長並びに出席議員2名の署名を必要とするが、この署名がなかった節は無効か。

問四 前項の議事録が議事録として無効とすれば、当日の議事自体がすべて無効であると解してよいか。

答 議事録は会議のつどすみやかに調製すべきものであり、署名を欠いても効力がないということとはできないものである。

#### 参考 行政事例（昭和26年10月24日）

問 第16条第1項及び第238条第1項

(現行法では第219条。以下同じ)の趣旨は、いずれも第123条第3項の規定による会議の結果の報告について、条例及び予算のみについてその重要性にかんがみ期限を付したものであって、別個に取り扱うものではないものと解されるがどうか。

答 第16条第1項及び第238条第1項は、第123条第3項の規定による報告の外に議決された条例又は予算を送付すべきことを規定したものであり、第123条第3項の規定による報告について単に期限を付した趣旨ではない。

**Q4** 議長、副議長の議会運営委員会への出席について

本市議会では慣例で議会運営委員会に正副議長の出席が行われている。

先日、他市の行政視察を受け入れたところ、他市より副議長の議会運営委員会への出席は問題があることを指摘された。

どのような点が問題なのか。問題ならば、それをどのように解決すべきか。

**A4** 議会運営委員会に正副議長が出席している市議会があります。正副議長の議会運営委員会への出席の理由は、議会運営をつかさどる議長(議長に事故ある場合は副議長)が議会運営委員会の意見等に基づいて円滑な議事を運営することができるようにするためと考えますが、その根拠は、主に各議会の慣例等に基づいていることが多いと思われます。

しかし、委員会に出席できるのは、委員会の委員が原則であり、委員ではない正副議長が委員会に出席するには慣例という理由ではなく、法的な根拠が必要と考えます。

そこで、正副議長の議会運営委員会への出席の根拠を検証してみると、議長については、地方自治法第105条を根拠に議会運営委員会への出席が可能と解します。しかし、副議長については、同条を根拠に直ちに議会運営委員会への出席が可能と解することはできません。同条は、議長のみ出席を認める規定であり、正副議長という規定にはなっていない。当該規定により議会運営委員会への出席が可能な場合は、議長が事故(公務等による欠席など)により委員会に出席できない場合に限られます。

このことから、副議長の議会運営委員会への出席が可能となる明確な根拠として、委員外議員の制度を活用せざるを得ないと考えま

す。具体的には、議会運営委員会で副議長の委員外議員としての出席を認める旨の議決を得ることが考えられます。

委員外議員の出席に関する議決は、出席の都度、これを行うことが原則ですが、場合によっては①今会期中の出席を認める、②現在の議会運営員の任期中など、長期間にわたり委員会への出席を認める旨の議決を得ることにより、会議の都度、議決を得る必要がない運営も可能です。

**参考 地方自治法**

第105条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

**参考 標準市議会会議規則**

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、その可否を決める。

**Q5** 除斥の判断について

議会に提出された事件について、関係する議員が除斥に該当するか否かを判断することが、議会運営委員会等で協議されたが、結論が出なかった。

このような場合、除斥の判断をどのような手続で行うことが考えられるのか。

**A5** 地方自治法では、議会での事件の審議において、当該事件に利害関係のある議員は、当該事件の審議に参加できないことになっていきます。これを除斥といいます。

通常、本会議における除斥の判断は議会運営委員会における協議を経て、議長が最終的な判断を行い、本会議で除斥に該当する旨を述べて、当該議員の退席を求めることとなります。しかし、事件の内容によっては、議会運営委員会や議長が協議等を行っても除斥に該当するか否かを判断することが困難な場合があると考えます。

このような場合における対応方法に関する地方自治法の規定等はありませんが一般に除斥に該当するかどうかについて争いがある場合において、これの取扱いの方法について従来からの取扱例があるときはそれにより、先例のないときは議長が議会に諮って決定することが妥当な取扱いであることという考えがあ

りますので、議長発議により議会の議決で除斥の判断をするという方法が可能と考えます。

なお、当該除斥に該当するか否かの判断を議会に諮る際、対象となる議員は除斥すべきかということですが、除斥とすることが適当と考えます。

**参考** 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

**Q6** 請願紹介議員について

当市議会に住民から農協に関する請願を提出したい旨の相談がきた。その際、請願紹介議員について確認したところ、農協の組合員である議員を請願紹介議員にする予定である旨であった。当該住民が帰った後、議会事務局内で当該請願の紹介議員の可否について

議論することになった。

このような場合、該当する議員は、請願の紹介議員となることができるのか。

**A6** 結論から言うと、請願紹介議員になることは可能と考えます。地方自治法や会議規則には、請願紹介議員に関する規定がありますが、請願紹介議員の資格要件に関する具体的な規定はありません。したがって、請願紹介議員の法的要件はありませんが、一般的には当該請願に賛成している議員がなるべきとされています。

Q6は、請願内容に関係する団体の構成員であることが問題と考えていると思われるのですが、先に述べたようにこれに関する地方自治法上の制約はありませんので、請願紹介議員となることは法的には可能です。しかし、道義的に問題を指摘される可能性があることから、最終的には当該議員の判断ですが、議員と請願内容の関係などを考慮して、請願紹介議員になることが適当なのかを判断する必要があると考えます。

**参考** 行政実例（昭和24年9月5日）

問一 議会に対する請願書の紹介議員とは、その請願内容に賛意を表する議員でなければ、署名照会できないか。

問二 若しも、右の場合議員が反対であれば、その請願は、議会に提出することができないことになるかどうか。

答一 請願の内容に賛意を表するものでなければ、紹介すべきものでない。

答二 お見込みのとおり。但し、陳情書を提出する等の方法によることができる。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）

逐条地方自治法（学陽書房）

議会運営実務提要（ぎょうせい）

地方自治関係実判例集（ぎょうせい）

地方議会運営事典（ぎょうせい）

地方自治法質疑応答集（第一法規）

